

令和4年度地方税法の一部改正に係る地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)  
地方税法附則第15条第2項第5号(下水道除害施設)改正状況

年度	特 例 項 目				
	地方税法附則第15条第2項第5号 (下水道法に規定する下水道除害施設)				
	特例割合 (課税標準額に乗ずる割合)			期間	備 考 (法改正内容等)
	参酌 基準	範囲	本市条例割合 (市税条例附則第11項第3号)		
H23			3/4	↓	平成24年3月31日 までに取得されたもの に特例適用
H24	3/4	2/3以上 5/6以下	3/4	平成27年 3月31日まで	(国)わがまち特例導入 (市)市税条例一部改正 →参酌基準を適用
H25				↓	
H26				↓	
H27				平成30年 3月31日まで (3年延長)	(国)税制改正:期間延長
H28				↓	
H29				↓	
H30				平成32(令和2) 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:期間延長・適 用対象縮減
H31 (R1)				↓	
R2				令和4年 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:期間延長・適 用対象縮減
R3				↓	
R4	4/5	7/10以上 9/10以下	特例割合(案)4/5 (本年12月条例改正)	令和6年 3月31日まで (2年延長)	(国)税制改正:軽減割合変 更・期間延長・適用対象縮減 (市)市税条例改正